

平成 24 年 10 月 1 日

特定看護師（仮称）導入についての見解

日本精神神経学会
理事長 武田 雅俊

「看護師の特定能力の認証に関する医行為分類（検討会案）と教育内容等基準（検討会案）」が厚生労働省厚労省医政局看護課看護サービス推進室より意見の求めが突然あり、本学会理事会において検討を行いました。

本学会は、以下に示すように精神科医療を破壊する本案に強く反対するとともに本案の撤回を要求します。

- 1) 「厚生労働省が指定する研修期間の修了者が包括的指示を受けて特定の医行為を実施できるようにする」と本案にはありますが、医療行為に関して「包括的な指示」といったことはあり得ず、誤った医療行為が発生する危険性が高く、また、精神科医療現場における権限と責任を曖昧にし、これまで培ってきた精神科チーム医療に混乱を来すものと考えます。
- 2) 当学会では、長く、多職種協働委員会などを設けて、精神科領域におけるチーム医療の在り方について検討を重ねてきています。しかし、本案の検討は、精神医学・精神科医療に関わる医師・諸団体の代表が参加することなく進められています。精神科領域で蓄積されてきていることを無視して、一方的に精神科領域でのチーム医療の在り方を検討・決定すること自体がチーム医療を破壊することであり、強く抗議します。

以 上